

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標V-3-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働く事ができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること	担当部局名	職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 労働移動支援室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 外国人雇用対策課 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室	作成責任者名	雇用開発企画課長 宮原 真太郎 就労支援室長 伊藤 浩之 労働移動支援室長 小林 学 高齢者雇用対策課長 五百旗頭 千奈美 障害者雇用対策課長 小野寺 徳子 外国人雇用対策課長 石津 克己 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 河嶋 正敏
施策の概要	<p>(1)高齢者雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)に基づき、希望者全員が65歳まで働く制度の導入が企業に義務付けられているが、令和2年6月1日時点で、31人以上規模企業の99.9%で、①65歳までの定年引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のうちいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高年齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月から施行される。 <p>※1 次の①～⑤をいずれかの措置(高年齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①70歳までの定年引上げ ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む) ③定年廃止 ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> a 事業主自らが実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業 <ul style="list-style-type: none"> 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や雇用継続制度の導入、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高年齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高年齢求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進とともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。 高年齢者が地域で働く場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体が中心となって設置された協議会等からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施し、高年齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。 シルバーパートナーシップにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。 <p>(2)障害者雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。 <p>1)中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化</p> <p>優良中小事業主に対する認定制度及び特例給付金制度について、適切かつ円滑に施行されるよう、必要な周知・啓発を行う。また、障害者雇用率が令和3年3月1日に引き上げられることを踏まえ、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。</p> <p>また、障害者就業・生活支援センターについて、令和2年度に続き、リモート面談等に必要なポータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うほか、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウの提供等を通じて就業支援の推進を図る。</p> <p>2)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化</p> <p>精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られること等から、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても更に充実・強化を図る。</p> <p>3)障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進</p> <p>ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの推進を図る。</p> <p>4)公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化</p> <p>公務部門における障害者雇用については、全ての国の行政機関が法定雇用率を達成したことを踏まえ、今後は採用された障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援を引き続き推進する。</p>				

	(3)若年者雇用 ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークなどの新卒求人の不受理、3)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度(ユースエール認定)により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。 ・ 新卒者・既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職までの一貫した支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施することとしている。 ・ フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)を対象に「わかものハローワーク」等で、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。
	(4)外国人雇用 ・ 外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。 ・ 平成31年4月1日から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。 ・ ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。 ・ また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、定住外国人等に対する相談支援の実施、外国人就労・定着支援研修の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。
	(5)その他生活困窮者等の就労支援 ・ ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者等に対する就労支援を強化する。
施策実現のための背景・課題	1 ・ 少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。そのため、引き続き65歳までの希望者全員の雇用確保措置の導入に向けた取組を行うとともに、65歳以降の高年齢者については、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなることに配慮しつつ、70歳までの就業機会の確保についても進めていく必要がある。 ・ また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高年齢者の再就職支援やキャリア形成支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。
	2 ・ 障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必要がある。また、発達障害者、難病患者などについても、新規求職申込件数、就職件数ともに増加しており、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行う必要がある。
	3 ・ 若年者雇用については、新規学卒者等の就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、不本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25~34歳層が全年齢平均に比べて高くなっている。
	4 ・ 在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者の増加に伴い、ハローワーク等における相談体制を整備し、円滑な就職活動が可能となるようきめ細かな支援が必要とされている。
	5 ・ 高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。
各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1) 高年齢者の雇用・就業機会の確保その他高年齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと 70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援その他多様な就業機会を確保する取組等により、意欲のある高齢者が年齢にかかわりなく活躍できる生涯現役社会を実現する必要があるため。
	目標2 (課題2) 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること 特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施等を行う必要があるため。
	目標3 (課題3) 若年者の雇用の安定・促進を図ること 若年者の雇用の安定・促進を図ることで、若年労働力が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働き甲斐をもって仕事に取り組んでいくことができるようにするため。
	目標4 (課題4) 外国人材の安定した就労を図ること 相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。
	目標5 (課題5) 就職困難者等の円滑な就職等を図ること 高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。

(17)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)	139.6億円 139.6億円	146.2億円		-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	
(18)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成16年度)	4.0億円 2.4億円	4.2億円		-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	
(19)	障害者等の職業相談経費(平成18年度)	33.1億円 29.4億円	33.9億円		5,6,7,8	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルソポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。	
(20)	発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化(平成18年度)	6.3億円 5.6億円	7.0億円		5	発達障害者に対する専門的支援については、ハローワークに発達障害者雇用トータルソポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施することで、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。	
(21)	障害者雇用促進関係経費(平成19年度)	22.9億円 21.8億円	25.9億円		5,6	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、公共職業安定所の障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「障害者向けチーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。	
(22)	特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)(平成20年度)	2.8億 1.7億円	1.8億円		5,6	ハローワーク等の紹介により、障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成する場合に、助成金を120万円支給する。中小企業では、障害者雇用が低水準にある状況であることなどから、障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した場合に助成金を支給することにより、中小企業の障害者雇用の促進を見込んでいる。	
(23)	難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化(平成25年度)	1.9億円 1.6億円	2.2億円		5	ハローワークに「難病患者就職ソポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を実施し、難治性疾患患者の雇用促進を図る。	
(24)	福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業(平成25年度)	3.2億円 2.6億円	3.4億円		5,6	各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことの無い障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者の雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。	
(25)	障害者雇用安定助成金(平成25年度)	16.8億円 14.0億円	13.2億円		5	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して、講じた措置に応じた額を支給する。また、職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障害者のために、支援計画に基づいた職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して、支援を行った日数又は月数に応じた額を支給する。	
(26)	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)(平成25年度)	5.5億円 5.6億円	5.9億円		5	発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難治性疾患患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	
(27)	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業(平成26年度)	0.7億円 0.6億円	0.6億円		5,6	障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、窓口での相談や企業訪問により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする企業が抱える課題に對して、個々の企業の実情に応じた対応支援を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進を図る施策目標の達成に寄与する。	
(28)	精神・発達障害者しごとソポーターの養成(平成29年度)	0.6億円 0.2億円	0.5億円		-	広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者(精神・発達障害者しごとソポーター)を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。	
(29)	人材開発支援助成金(障害者職業能力開発助成コース)(平成30年度)	6.4億円 5.9億円	5.6億円		5,6	民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備(教室、福祉施設など)の設置等に要する費用や訓練の運営に要する経費(訓練指導員の手当、訓練の教材費など)を助成することで障害者の雇用の安定・促進を図る。	
(30)	公務部門における障害者雇用に関する基本方針に係る支援(令和元年度)	1.5億円 1.2億円	4.1億円		-	各府省に就職した障害者の職場適応を推進するため、ハローワーク等に配置した職場適応支援員者が職場を訪問し、障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図るために支援、各府省の人事担当者や同僚等に対する職務や職場環境の改善の助言等を実施する。また、障害者が働きやすい環境作りを行ふため、セミナーや見学会等を開催し、障害者に対する正しい理解の促進や、採用後の職場定着支援を図っていく。	

達成目標4について

(39)	地域外国人材受入れ・定着モデル事業 (令和2年度)	-	4.3億円	-	<p>地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、国内外の外国人材が適正な送出しルートを通じて円滑に地方に就職し、地域に定着できるモデル事業を実施し、その成果を他の地方公共団体における取組みの参考に供することを目的としている。</p> <p>具体的には以下のような取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体と都道府県労働局が雇用対策協定を締結し、外国人材に対する支援を実施。 ② 都道府県労働局及びハローワークは、当該地方公共団体に所在し、外国人材の適正な受入れを促す必要のある中小企業を対象に、受入れのルール等に関するセミナーを実施するとともに、国内外で外国人材等の募集・職業紹介を実施。 ③ 受け入れた外国人材に対して地域定着を促進するための取組みを実施。 ④ 実施して得られた好事例等を報告書にまとめ、他の地方公共団体等へ提供。
------	------------------------------	---	-------	---	---

達成目標5について

(46)	日雇労働者等技能講習事業 (平成13年度)	3.0億円 1.9億円	3.0億円 -		日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。 本事業を実施することにより、日雇労働者等の雇用の安定・促進に寄与する。	
(47)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金 (平成15年度)(再掲)	139.6億円 139.6億円	146.2億円 -	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	
(48)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金 (平成16年度)(再掲)	4.0億円 2.4億円	4.2億円 -	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	
(49)	刑務所出所者等就労支援事業 (平成18年度)	7.0億円 6.3億円	7.4億円 -	-	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後にあっては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、公共職業安定所による担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。 本事業を実施することにより刑務所出所者等の雇用の安定・促進に寄与する。	
(50)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース) (平成20年度)(再掲)	56.2億円 95.3億円	95.2億円 -	-	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	
(51)	特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース) (平成23年度)	0.8億円 0.6億円	0.8億円 -	-	東日本大震災に係る被災離職者等を、公共職業安定所等の紹介により1年以上、継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを行う。 特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	
(52)	生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑩】	81.3億円 74.2億円	82.0億円 -	18,19	生活保護受給者・生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行ななど両機関が一体となった就労支援を推進する。 本事業を実施することにより、生活保護受給者等の雇用の安定・促進に寄与する。	
(53)	トライアル雇用助成金事業 (平成25年度)(再掲)	10.8億円 10.6億円	12.0億円 -	-	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試行雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。 平成31年4月からトライアル雇用の対象者に生活困窮者が追加されている。	
(54)	教育訓練受講者支援資金融資事業 (平成27年度)	0.1億円 0円	0.1億円 -	-	専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者に対して、労働金庫からの貸付を行うことで、円滑な訓練受講が図られ、施策目標の達成に寄与する(貸付受付を30年度末で終了。)	
(55)	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給 (平成29年度)	1.2億円 1.6億円	1.7億円 -	-	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)により、生活保護受給者等の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用が促進され、施策目標の達成に寄与する。	
(56)	居住・生活総合相談支援事業 (令和2年度～令和2年度)	- -	7.9億円 -	-	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職等により住居を喪失するおそれのある者をはじめとした生活困窮状態に至る可能性が高い者がハローワークに来所した際に、安心して就職活動を行えるようにするため、ハローワークに居住・生活支援アドバイザーを配置し、上記の者に対する総合相談及び適切な支援機関への誘導を行う。 本事業を実施することにより、生活困窮状態に至る可能性が高い者の雇用の安定・促進に資する。	
(57)	特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース) (平成29年度)	9.9億円 1.4億円	13.0億円 -	-	いわゆる就職氷河期世代に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)を支給することにより、就職氷河期世代の求職者の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	
(58)	新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金事業 (令和2年度)	- -	- -	-	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者について、常用雇用または常用雇用(短時間労働)へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試行雇用した事業主に対して、新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアル雇用助成金を支給する。	
施策の予算額(千円)		令和元年度 220,983,475		令和2年度 537,804,302	令和3年度	政策評価実施予定期 平成29年度 令和4年度
施策の執行額(千円)		119,201,186				

施政方針演説等の名称 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
①ニッポン一億総活躍プラン ②働き方改革実行計画 ③経済財政運営と改革の基本方針 ④未来投資戦略2017—Society 5.0 の実現に向けた改革— ⑤経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ ⑥第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	①平成28年6月2日(閣議決定) ②平成29年3月28日(働き方改革実現会議決定) ③平成29年6月9日(閣議決定) ④平成29年6月9日(閣議決定) ⑤平成30年6月15日(閣議決定) ⑥平成31年3月8日	①希望出生率1.8の実現 ①若者の雇用安定・待遇改善 ⑫子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化 介護離職ゼロの実現 ⑦高齢者への多様な就業機会の確保 ⑧障害者、難病患者、がん患者等の就労支援 ②5. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備 9. 高齢者の就業促進 ③第2章1(1)④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 ⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就職促進 第3章3(1)⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し ④第2ⅡA3(2) ii)⑤若者や就職氷河期世代の活躍支援 ⑥障害者等の就労促進 iii)②中高年・高齢者の就業・転職促進 ⑤第2章. 力強い経済成長に向けた重点的な取組1. (2)②高齢者雇用の促進 ③障害者雇用の促進 4. (1)⑤外国人材への支援と在留管理等 (2)従来の外国人材受入れの更なる促進 ⑥ 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。